



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 ソースネクスト株式会社
代表者 代表取締役社長 松田 憲幸
(コード番号 4344 東証第一部)
問合せ先 アドミニストレーショングループ
取締役常務執行役員 青山 文彦
TEL 03-6430-6406

定款一部変更に関するお知らせ(定時株主総会付議議案)

ソースネクスト株式会社は、本日の取締役会において、下記のとおり定款一部変更について平成27年6月25日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

平成 27 年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになり、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、定款第 29 条第2項と第 39 条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 29 条第2項の変更につきましては、各監査役からの同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後
(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(同法第 2 条第 1 5 号イに規定する業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額とする。
(監査役 of 責任免除) 第 39 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額とする。	(監査役 of 責任免除) 第 39 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額とする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日:平成 27 年 6 月 25 日(予定)

定款変更の効力発生日:平成 27 年 6 月 25 日(予定)

以上